

通知書に記載のフリガナを確認する

誤っている 場合

令和8年5月25日(月)までに
届け出が必要

届け出できるかた

通知書に記載されていますので、確認してください。

正しい 場合

届け出不要

※令和8年5月26日以降、通知書に記載された
フリガナが戸籍に記載されます。

マイナンバーカードを持っている

マイナポータルを用いた
オンラインでの届け出が便利です。

準備するもの

- ☐ マイナポータルアプリをインストールしたスマートフォン
- ☐ 届出人のマイナンバーカード
- ☐ ログイン・読み取り用の暗証番号（数字4桁）
- ☐ 電子署名用の暗証番号（英数字6～16桁）

STEP 1 マイナポータルへログイン

STEP 2 届け出情報の入力

STEP 3 電子署名&送信

手続完了!

内容に不備などがあった場合は、直接連絡します。



法務省
ホームページ

※マイナポータルによる届け出の操作方法などは、
法務省ホームページに動画公開されています。

マイナポータルからの届け出にご協力ください。

問い合わせ先

制度全般について

- 振り仮名コールセンター
☎0570・05・0310
8時30分～17時15分
※土・日曜日、祝日及び年末年始を除く
※0570(ナビダイヤル)は、かけ放題
の対象外となる場合があります。

マイナポータルの操作

- マイナンバー総合フリーダイヤル
☎0120・95・0178
平日 9時30分～20時
土・日曜日、祝日：9時30分～17時30分
※年末年始を除く

通知書の発送状況

- 市民課
☎23・6186
8時30分～17時15分
※土・日曜日、祝日及び
年末年始を除く

特集

戸籍に 記載予定の「フリガナ」を 通知します。

改正戸籍法が令和7年5月26日に施行されたことに伴い、
新たに戸籍の氏名にフリガナが記載されることになりました。

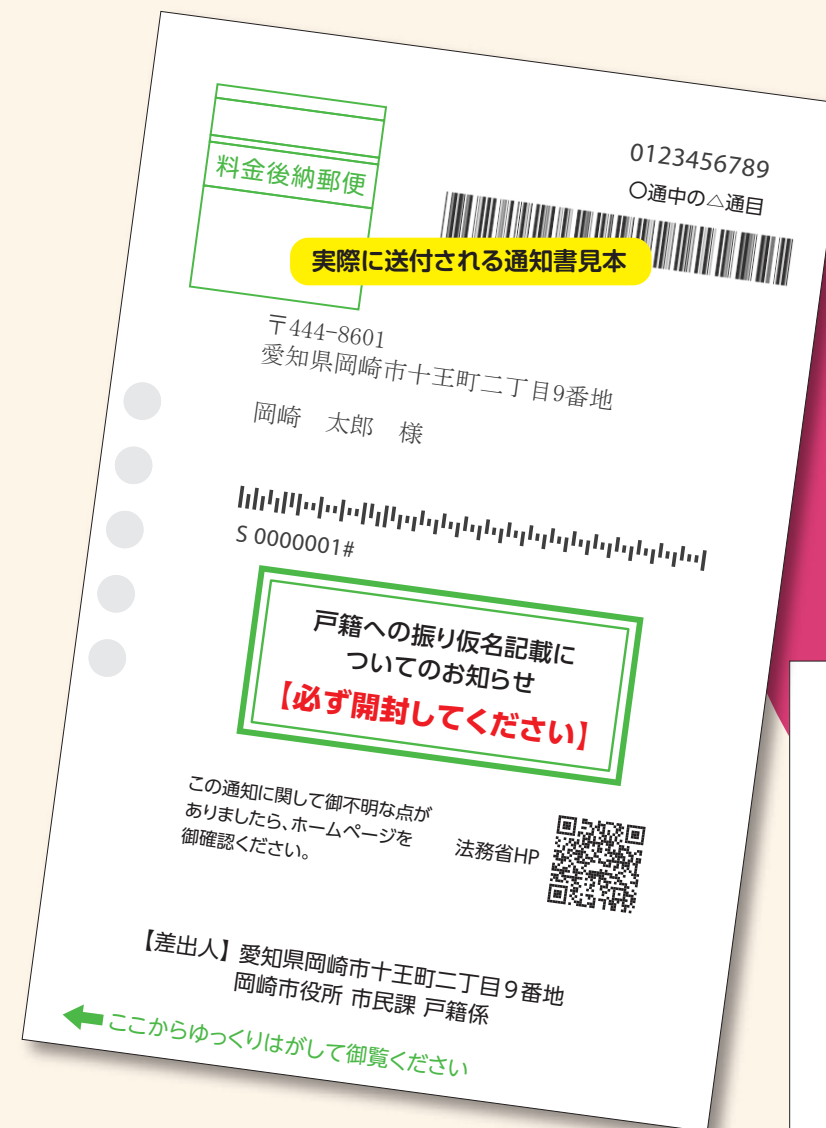
市民課 ☎23・6186 FAX27・1158



戸籍制度
マスコットキャラクター
「コセキツネ」

岡崎市に本籍があるかたは
8月下旬以降、市役所から
通知書(はがき)が届きます。

通知書が届いたら、
必ず開封し、内容を
ご確認ください。



7市第487号 令和7年8月22日	
戸籍に記載される振り仮名の通知書	
愛知県岡崎市市長	
戸籍法の改正により、戸籍に氏名の振り仮名が記載されます。この通知書に記載された振り仮名を必ず御確認ください。記載されている振り仮名が誤っている場合には、令和8年5月25日までに、市役所の方で、必ず正しい振り仮名の届出をしてください。誤りが無い場合、届出は不要です。令和8年5月26日以降に、この通知書に記載された振り仮名がそのまま戸籍に記載されます。	
本籍	愛知県岡崎市十王町二丁目9番地
【氏名の振り仮名】	
氏	岡崎
振り仮名	オカザキ
氏名の振り仮名の届出が可能の方	岡崎 太郎 様のみ

【名の振り仮名】	
① 名	太郎
② 振り仮名	タロウ
③ 名	花子
④ 振り仮名	ハナコ
⑤ 名	一郎
⑥ 振り仮名	イチロウ
⑦ 名	ゆり
⑧ 振り仮名	ユリ
①～⑧の方がそれぞれ自身の分のみ届出可能です。(未成年者については、親権者からの届出も可能です。)	
右のコードは目の不自由な方のための音声コードです。読み取りには専用のアプリが必要です。(UnitVoiceアプリ・UnitVoice Readerアプリ)	
※令和7年5月26日現在の戸籍簿に基づき、同一戸籍同一住所の最大4名までを1通として作成しています。同日以降の戸籍届出に伴い、届出と異なる場合が考えられますが御確認ください。	
ユニボイス	

※本籍地の市区町村から通知書を発送するため、届く時期は異なります。
戸籍単位で発送し、住所が異なるかたはそれぞれの住所地に届きます。
既に届け出が済み、戸籍にフリガナが記載されているかたなどには、
通知書は発送されない場合があります。



詳しくは、
こちらから

